

○大船渡市地域安全条例施行規則

平成12年 9 月29日規則第21号

改正

平成27年 3 月23日規則第25号

令和 3 年 3 月17日規則第 8 号

大船渡市地域安全条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大船渡市地域安全条例（平成12年大船渡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域の安全に関する事項)

第 2 条 条例第 3 条に規定する地域の安全に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民の安全意識の高揚に関すること。
- (2) 市民及び事業者の自主的な安全活動の推進に関すること。
- (3) 地域の安全環境の整備及び改善に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(地域の安全活動等)

第 3 条 条例第 4 条に規定する自らの生活の安全確保及び地域の安全活動は、次のとおりとする。

- (1) 安全な生活を営むための情報収集に関すること。
- (2) 安全な生活確保のための実践活動に関すること。
- (3) 地域及び事業者の安全活動のための研修に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域安全に関すること。

(協議事項)

第 4 条 条例第 5 条に規定する大船渡市地域安全推進協議会（以下「協議会」という。）で協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の生活安全に関すること。
- (2) 犯罪、事故等の現状把握に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の未然防止に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域安全の推進に関すること。

(組織)

第 5 条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又

は委嘱する。

- (1) 市関係職員及び県の関係行政機関の職員
- (2) 関係団体に所属する者のうちから当該団体の代表が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民生活部市民環境課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日規則第25号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。